



令和5年10月27日

自動車交通部

函館バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和5年8月28日付けで函館バス株式会社（北海道函館市）から申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日付けで認可しましたのでお知らせいたします。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、申請に係る運賃の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が700両未満の申請については、地方運輸局長に権限が委任されています。

1. 申請内容

現 行	申 請（認 可）
申請者の函館市内エリア 特殊区間制	申請者の函館市内エリア 特殊区間制
1区 210円	1区 250円
2区 240円	2区 280円
3区 270円	3区 310円
4区 280円	4区 320円
5区 300円	5区 340円
6区 310円	6区 350円

具体的な運賃等は事業者へご確認ください。

2. 上限運賃の平均改定率 16.8%

（実際に事業者が旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなります。）

3. 実施予定日

令和5年12月1日

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 増田、館下

TEL : 011-290-2741